

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和六年三月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年八月三十一日奈良県指令中土第五六一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年二月五日中土第七五一一二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年二月五日中土第七六一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字秦庄三八九番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町三三八番地の六

株式会社エターナル住宅流通 代表取締役 田中昭治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字秦庄三八九番三の一部

下水道 磯城郡田原本町大字秦庄三八九番三の一部

一 許可番号

令和五年十二月二十七日奈良県指令中土第五六一一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月十四日中土第七五一一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市見瀬町二三五二番七、二三五二番八、二三五二番九及び二三五二番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町泉台三丁目八番一八号

株式会社アイア奈良 代表取締役 南正利